

伊東市廃屋解体・撤去補助金交付要綱 運用規準

【趣旨】

伊東市廃屋解体・撤去補助金交付要綱（平成23年伊東市告示第86号。以下「要綱」という。）第14条の規定に基づき、必要な事項を定める。

【補助対象】

補助対象は以下のとおりとする。

- (1) 伊東市内に所在する建築物であること。
- (2) 直近1年以内の期間において居住又は倉庫等として利用されず放置されており、床面積が10平方メートル以上あること。
- (3) 損傷、腐食その他の劣化により、当該建築物をその本来の用途に供することができない朽ちた状況と認められる建築物であること。
- (4) 景観を阻害しており、防火・防犯上不適切であるもの。
- (5) 直近5年以内に売買等による所有権移転が行われていないこと。ただし、相続の場合は被相続人と通算した期間で判断する。
- (6) 当該建築物に所有権以外の権利（抵当権等）が設定されていないこと。
- (7) 該当する廃屋に対し本補助金と重複して他の補助金・助成金等の交付を受けていないこと。
- (8) 該当する廃屋の所有が個人であり、企業、団体等でないこと。
- (9) 申請者及び所有者が本市に納入すべき税を滞納していないこと。
- (10) 建築物の基礎を除き廃屋に附属する地下埋設物等外からは見えない部分（浄化槽等）の除却に要する費用は補助対象外とする。
- (11) その他門扉、塀その他廃屋解体には直接関係のないもの（庭木、残存家具、エアコンの解体処分費や仮設トイレ等）にかかる費用は補助対象外とする。
- (12) 解体撤去を行うときは建築物1棟すべてを解体すること。ただし傾斜地の建築物で外壁が擁壁の代用となっている場合等すべて撤去すると防災上問題がある場合はその限りではない。

【補助金の申請者】

申請者については以下のとおりとする。

- (1) 当該廃屋の所有者（登記名義人）。ただし所有者が死亡している場合はそ

の相続人とすることができる。廃屋が共有となっている場合はその内の1名を申請者とし申請者以外の委任状（第4号様式）を添付すること。相続人が複数いる場合も同様とする。また、建築物所有者が入院等の理由により申請手続きができない場合等代理申請の場合には、建物の現所有者からの申請者に対する委任状（第4号様式）を添付すること。なお、要綱第4条第3項に定める補助金の交付対象者は原則として委任者とする。

- (2) 申請物件が未登記家屋又は登記名義人変更前の物件などの場合は、建物評価証明書や物件の売買契約書等、申請物件の所有権が証明できる者を申請者とする。
- (3) 廃屋の解体・撤去後において、当該地の良好な景観の形成に十分に配慮することが認められる者であること。

【交付申請】

- 1 申請の受付は土日及び国民の休日を除き毎年4月1日から同年12月28日までとする。ただし、期間内であっても当該年度の予算がなくなった時点で受付を終了する。
- 2 補助金の交付は申請者1人につき1回限りとし、1棟1回とする。
- 3 各様式中、住所及び氏名を記載するものには押印をすることとし、同じ印を用いること（以下、完了報告等も同様とする）。
- 4 交付申請は要綱第5条で定めるものの他、次の書類を添付すること。なお、書類の提出の免除または追加書類の提出を求めることがある（以下、申請者が市に提出する他の書類も同様とする）。
 - (1) 位置図
 - (2) 申請者の住民票
 - (3) 2方向以上から撮影した現況外観写真
 - (4) 納税証明書（直近2年分の固定資産税（対象物件以外の物件も含む）、市県民税、国民健康保険税、軽自動車税） なお非課税の場合は市県民税の非課税証明書を添付
 - (5) 見積書、設計書等の支出予算が確認できる書類
 - (6) 相続人申請の場合、所有者と申請者の関係性のわかる書類（戸籍謄本等）
 - (7) 別荘として利用していた等、当該建物に住民票がない場合1年以上利用していないことを証明するものとして電気・ガス・水道等閉鎖していたことを

証するもの

- 5 次に掲げるものに該当する場合は申請書を収受しない。
 - (1) 申請時点において申請物件の解体に着手している若しくは完了している場合
 - (2) 明らかに前述の【補助対象】に該当しない場合
 - (3) 補助金の交付を受ける目的で申請物件を故意に破損させたと認められる場合
 - (4) 申請する年度内に申請物件の解体・撤去が完了する見込みがない場合
- 6 補助金の交付又は不交付の決定は審査会にて行われるため、前述を除き市長が交付される見込みが少ないと判断しても、申請者の申請意思が強く書類上不備がなければ申請を拒むことはできない。
- 7 申請書の収受にあたっては、「審査会による審査の結果、補助金が不交付となる場合もある」旨を申請者に対して十分に説明し、了承を得た上で収受する。

【補助金の額】

補助金の額は、補助事業に係る費用の2分の1以内とし、30万円を限度とする。なお補助事業に係る費用には消費税及び地方消費税を含む。

【審査】

要綱第6条第4項では必要に応じて現地調査を行う旨を示しているが外観写真だけでは建物内部の状況把握等が困難なため、廃屋解体の相談を受けた場合は都市計画課職員が申請者等と共に対象建築物の外観及び内部の状況確認調査を行う。

【交付又は不交付決定】

- 1 審査会では現況調査の結果や聴取した意見等をもとに、当該申請に対して補助金の交付又は不交付の決定をし、申請者に文書でこれを通知する。
- 2 廃屋解体撤去工事は補助金交付決定後に行うこと。ただし補助対象以外の行為（庭木の伐採、残存家具の処分、重機搬入等の準備行為）はその限りではない。また、請書（第6号様式）は補助対象となる解体作業開始前に提出すること。
- 3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないときは、速やかにその

理由及び補助事業の進捗状況を明記した書類を市長に提出しなければならない。

【完了報告書】

- 1 補助事業完了報告書は要綱第9条で定めるものの他、次の図書を添付すること。
 - (1) 解体後現況写真（2面以上）
 - (2) 工事金額が確認できる書類（工事請負契約書、請求書の写し等）
 - (3) 支出額が確認できる書類（領収書の写し等）
 - (4) マニフェストA表及びE表（写）
 - (5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）第10条の届出書（写）（床面積の合計が80平方メートル以上の建築物の場合）
- 2 完了報告書の提出を受けた後、都市計画課職員が現地確認を行う。この場合、申請者等の立会は不要とする。
- 3 当該年度内に補助事業等完了報告書が提出されない場合は交付決定を取り消すことがある。

【補助金額の確定】

完了報告書や現地確認の結果、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金等の確定通知書により申請者（補助事業者）に通知する。

【補助金の支払い】

- 1 補助事業者は補助金の請求にあたり、伊東市指定の請求兼領収書を提出すること。
- 2 本補助金は伊東市補助金等交付規則第14条第2項に規定する概算払又は前金払いは行わない。

【その他】

- 1 この運用規準は、令和6年5月2日から適用する。